

広島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、三原市選挙管理委員会から報告があつた。

令和二年七月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
三原市立本郷保育所	三原市本郷南五丁目8番1号	令和2年7月10日
三原市本郷ひまわり保育所	三原市下北方一丁目8番1号	令和2年7月10日
三原市本郷体育センター	三原市下北方一丁目2番23号	令和2年7月10日
三原市本郷福祉センター	三原市下北方一丁目2番12号	令和2年7月10日